

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

	特別償却に関する規定の該当条項	第1項 第1号	第2項 第1号	第3項 第1号	計
資産区分	種類	2			
	構造・区分・設備の種類	3			
	細目	4			
	事業の用に供し	P92～97参照	平	.	平
	耐用年数	8		年	年
	当期積立額	7	円	円	円
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8			
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9			
	積立限度額(8)+(9)	10			
差引	積立限度超過額(7)-(10)	11			
	割増償却(8)-(7)	P97参照			
	初年度特別償却額((8)-((7)-(9))) ((7)-(9)≤0の場合は(8))	13			
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額(10)-(7)	14			
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15			
	差引翌期への繰越額(14)-(15)	16			
	翌期への繰越額の内訳				
	当期中	(12)又は(13)	18		
合計	(17)+(18)	19			
	当期積立額のうち損金算入額((7)と(10)のうち少ない金額)	20			
	合併等特別償却準備金積立不足額(8)-(7)	21			
翌期繰越額の計算	積立事業年度	22	平平	:	: 平 . : 平 . :
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	円	円	円
	期首特別償却準備金の金額	24			
	均等益金算入による場合 $\frac{(23)}{84.60}$ 又は(耐用年数×12)	25			
	同上以外の場合による益金算入額	26			
	合計 (25)+(26)	27			
	期末特別償却準備金の金額 (24)-(27)	28			

別表十六(九) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号イ)	00401	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項(同条第1項第1号イ))	00432 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項及び第6項(同条第1項第1号ロ))	00567 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号ハ)	00404	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第42条の5第1項及び第6項(同条第1項第1号ハ))	00438 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号ニ)	00288	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第2号)	00294	

※1 区分番号「00567」は、平成27年4月1日以後に特定エネルギー環境負荷低減設備等(風力発電設備)の取得等をした場合が該当し、平成27年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(太陽光・風力発電設備)の取得等をした場合は、区分番号「00432」が該当します。

※2 区分番号「00438」は、平成26年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(熱電併給型動力発電設備)の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第2項)	00488	「8」欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号イ)	00499	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号ロ)	00502	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第2号)	00505	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合等の特別控除	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569 ※	

※ 区分番号「00569」は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に地方活力向上地域において特定建物等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00442	「8」欄の金額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第1項)	00510 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第1項及び第2項)	00513 ※	

※ 区分番号「00513」は、平成28年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合が該当し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合は、「00510」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00413	「8」欄の金額
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00308	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項)	00519	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第2項)	00522	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	「8」欄の金額
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第1項)	00389	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第44条の4第2項)	00317	
特定信頼性向上設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項)	00452	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第2項)	00525	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第1項第1号)	00121	※
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第1項第1号ロ)	00329	

※ 区分番号「00329」は、平成27年4月1日前に取得等をした工業用機械等について、振興山村地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第2項第1号)	00455 ※1	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第1号)	00574 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第2号)	00561 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第2項2号)	00458 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第3号)	00537 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第4号)	00576	

※1 区分番号「00455」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00574」が該当します。

※2 区分番号「00458」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00537」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条の2第1項第2号)	00335	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	
支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00172	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第46条の3第1項)	00341 ※	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号イ」又は「第46条の2第1項第2号イ」)	00578 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号ロ」又は「第46条の2第1項第2号ロ」)	00580 ※	

※ 区分番号「00578」又は「00580」は、平成27年4月1日以後に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の同日以後に開始する事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含みます。)終了の日において有する次世代育成支援対策資産について平成27年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、平成27年4月1日前に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定を受けた法人の同日前に開始した事業年度終了の日において有する特定建物等について平成27年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には、区分番号「00341」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00344	「8」欄の金額
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「平成27年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」)	00461 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第1号イ)	00467 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00470 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第2号)	00540	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00479	

- ※1 区分番号「00461」は、平成27年4月1日前に取得等をした都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※2 区分番号「00467」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、区分番号「00470」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00350	「8」欄の金額

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額